

新規就農者確保のため市町村・JA等のサポート体制を構築しましょう！

2020年農林業センサス等の結果では、新規就農者・基幹的農業従事者が2015年に比べて約20%減少しています。

このような中でも、毎年、新規就農者を着実に確保・育成しているモデル地域があるため、これを参考として各地域で取り組みを進めましょう。

モデル地域でのサポート体制

市町村・JA等が連携して情報発信から経営開始まで一貫してサポート

岐阜県高山市

関係機関の組織化:市(農務、農業委員会、移住)、JA、県事務所、県農畜産公社、指導農業士会等からなる協議会を組織

情報発信:Webサイト等で地域の就農情報を発信、現地説明会等で経営モデルを提示

相談会:就農フェア出展(東京、大阪、名古屋、岐阜市)、農家子弟に生産者組織が就農誘導

説明会・研修:現地説明会、短期研修、指導農業士等のもとで長期研修

情報共有:月1回、支援チーム会議を開催し、研修生の状況、個別相談事項を共有

経営開始サポート:協議会構成員が連携してサポート(青年等就農計画、農地、施設・機械等)



高山市の
夏秋トマト団地

愛知県新城市

関係機関の組織化:市、農業委員会、JA、農林業公社しんしろ、県事務所等からなる連絡会を組織

情報発信:Webサイト等で地域の就農情報・経営モデルを発信

相談会:就農フェア出展(東京、大阪、名古屋)、地方都市で就農相談会を開催(岡崎市、浜松市)

説明会・研修:現地説明会、短期研修、農林業公社しんしろが長期研修を支援

情報共有:月1回、連絡会を開催し、関係機関が情報共有

経営開始サポート:連絡会構成員が連携してサポート(青年等就農計画、農地、施設・機械等)



農林業公社しんしろ

※ 高山市、新城市の新規就農サポート体制の詳細については東海農政局のWebサイトをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/tokai/keiei/shien/be_farmer/support.html

ステップ1 新規就農サポート体制セルフチェック

モデル地域では下記の取り組みが行われています。
各地域(市町村・JA等)でも実施状況をチェックしてみてください。

- ☐ 1. 地域の関係機関※が協議会等を組織し、情報共有・連携して伴走支援している。
※ 市町村(農務、農業委員会、移住)、JA、県事務所、指導農業士等
- ☐ 2. Webサイト・SNS等で地域の就農情報・経営モデルを情報発信している。
- ☐ 3. 就農相談会を都市部・地域で開催している。
- ☐ 4. 現地説明会、短期研修(1週間程度)を実施している。
- ☐ 5. 長期研修(1~2年)のため指導農業士、研修農場等の体制ができている。
- ☐ 6. 新規就農希望者と各段階(4、5の取組)で面談し、長期研修前に研修生を適正に審査している。
- ☐ 7. 長期研修期間中に経営開始のためのサポートが実施されている。
(青年等就農計画、農地、施設・機械、住居等)

ステップ2 サポート体制構築事業の活用

ステップ1で不足している取り組みを強化して、地域(市町村・JA等)の新規就農サポート体制を構築するため、新規就農者育成総合対策事業のうちサポート体制構築事業(国補助事業)を実施してみませんか。

※ 令和5年度の事業内容で整理しています。

I. 事業実施主体 市町村、協議会等、民間団体(JA、社団法人、財団法人、会社法人等)

II. 事業要件

1. 市町村、農業委員会等の関係機関、農業者等を含めた新規就農者サポート体制を構築していること(技術・営農、農地、資金、生活に係る担当機関は構成員に必須)
2. 市町村以外が事業実施主体になる場合は、市町村と十分に連携していること
3. サポート体制計画を策定・実施していること

III. 事業内容 ※ 「★」は必須の取り組み(本事業以外での取り組みを含む)

※ 既に取り組んでいる場合は、取り組み内容の充実・強化を図ること

1. 就農相談体制の整備【補助率1/2、上限100万円】

- (1) 就農相談員の設置及び相談対応★
- (2) 新規就農サポート会議の開催★
- (3) 就農準備のサポート★
- (4) 市町村就農相談カルテの記録★
- (5) 情報の収集及び発信★
- (6) 受入プログラムの作成
- (7) 研修プログラムの作成
- (8) 農業就業体験及び現地見学会の開催
- (9) 就農後のスキルアップのサポート

【補助対象経費】

賃金、会計年度任用職員給与等、謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、使用料及び賃借料、その他

Webサイトを見て新規就農者が就農地を決定したり、市町村が動画を公開したら問合せが急増した事例があります。地域の情報発信、都市部での就農フェア出展等に活用してみませんか。

2. 先輩農業者等による技術面等のサポート【補助率1/2、上限100万円、(1)は上限5万円/人】

- (1) 先輩農業者等による技術・販路等の指導★
- (2) 新規就農者向け研修会・講習会の開催

【補助対象経費】

謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、使用料及び賃借料、その他

3. 研修農場の整備【補助率1/2、導入施設・機械・設備を研修修了生に貸付け可能】

【補助対象経費】

研修農場の新設・強化のための農業用施設、機械・設備の経費

4. 社会人向けの農業研修の実施【補助率定額、上限300万円】

【補助対象経費】

謝金、旅費、賃金、会計年度任用職員給与等、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料等、役務費、委託費、その他

※ サポート体制構築事業の詳細については農林水産省のWebサイトの実施要綱をご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/attach/pdf/index-13.pdf

サポート体制構築事業の取組事例(令和4年度)

あいち三河農協(愛知県岡崎市)

県下では、なすの出荷量はトップクラスだが、農家の高齢化・後継者不足により出荷量の大幅な減少が見込まれ、新規就農者を増加していくため、令和4年度から「なす塾」を創設し、本事業により作業(選別・出荷)倉庫等の研修施設を整備。

(株)あぐりん伊勢(三重県伊勢市)

農業生産者の高齢化に伴い面積の減少が進む中、いちご産地の維持・拡大を図るため、本事業により新規就農者を育成する研修施設を増設し、パイプハウス、高設栽培設備、育苗ベンチ、集出荷作業用パイプハウス等を整備。導入施設等は、今後、研修修了生に貸付することも検討。

(お問合せ先) 東海農政局 経営・事業支援部 経営支援課

就農促進担当 TEL:052-223-4620

MAFF
農林水産省